

## 社会福祉法人日生会 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

令和5年4月～ 法に基づく産前産後休業、育児休業、時間外労働・深夜業の制限、育児休業給付制度について社員に周知する。その後、事業所内の見やすい場所への掲示または備え付けて、いつでも閲覧できる体制を整える。

目標2：従業員全員の所定外労働の削減に取り組む。

一人当たり年間平均50時間未満とする。

<対策>

令和5年5月～ 所定外労働についての調査・原因分析を行う。

令和5年5月～ 各部署における問題点の検討及び業務改善について検討する。